

1 規律

社外取締役を置くことが**相当でない理由**を

- ①事業報告・株主総会参考書類の内容とする（法務省令で規定予定）とともに、
- ②株主総会で説明する義務（改正後会社法327条の2）

東京証券取引所：

「上場内国株券の発行者は、取締役である独立役員を少なくとも1名以上確保するように努めなければならない」という選任努力義務を規定（平成26年2月10日付）。

2 「相当でない理由」

「必要でない理由」や「置かない理由」ではなく、

社外取締役を置くことがかえってその会社にマイナスの影響を及ぼすような事情を説明する必要。

×社外監査役が2名おり、社外者による監査・監督として十分に機能しているので社外取締役を置くことは不要ですという説明（＝「必要でない理由」の説明にすぎない。）

×適任者がいない。

社外取締役を置かない理由は各社それぞれによって事情が異なる

⇒「相当でない理由」は**個々の会社**がその時点における**事情に応じて説明する必要**。

（わが社は具体的にこういう事情にあるから、社外取締役を選任するという事は、わが社の固有の事情のもとでは適切ではないということを説明）

3 改正後会社法327条の2の違反の効果

取締役は、その善管注意義務（会社法330条、民法644条）に違反した状態。

b u t 損害の立証は困難。

「社外取締役を置くことが相当でない理由」は当該会社の取締役の構成にかかわるもの

⇒取締役の選任議案が当該定時株主総会に上程されているにもかかわらず、取締役が、同条に基づく「社外取締役を置くことが相当でない理由」の説明義務に違反した場合、取締役の選任議案に係る株主総会の決議についての取消事由（株主総会の決議の方法の法令違反。会社法831条1項1号）に該当するとされる余地もある。

4 参考書類・事業報告書の記載の違反

取締役の選任議案に係る株主総会参考書類に「社外取締役を置くことが相当でない理由」を記載する必要があるのに、その記載を欠く⇒株主総会の招集の手續の法令違反（会社法831条1項

1号)があるものとして、当該取締役の選任議案に係る株主総会の決議に取消事由があると判断される場合がある。

「社外取締役を置くことが相当でない理由」を事業報告に記載する必要があることとされた会社が、その記載を欠く等した場合、取締役等の関係者は、100万円以下の過料（会社法978条7号）。

5 施行時期

一般的な6月総会を前提とし、それより前に改正法が施行すれば、平成27年の株主総会から適用⇒来季の6月総会では説明する必要。

平成27年4月または5月頃の予定

6 2年後の見直し

「政府は、この法律の施行後二年を経過した場合において・・・必要があると認めるときは、その結果に基づいて、社外取締役を置くことの義務付け等所要の措置を講ずるものとする」（改正法附則25条）